

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	浸水
発生日時	不明（令和6年6月3日 05時05分ごろ～08時29分ごろまでの間）
発生場所	不明（静岡県焼津市焼津港東方沖）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、海岸から出発後、浸水した。 ミニボート（船名なし）は、操縦者が落水して溺死し、船外機に濡損等を生じた。
事故調査の経過	令和6年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.45m×約1.13m×約0.40m、ポリエチレン ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳 （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div> 写真1 本船（現場調査時に撮影）
乗組員等に関する情報	操縦者 75歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年1月28日 免許証交付日 平成24年6月19日 （平成30年1月27日に失効）
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り又は晴れ、視界 良好 本船の発見場所の北北東方約13.1Kmにある静岡地方気象台における観測値は、次のとおりであった。

時刻	項目 气温 (°C)	風向・風速			
		平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
04:00	16.7	南南西	0.3	北北東	0.9
05:00	16.5	北北西	2.1	北北西	3.7
06:00	17.3	北北西	1.2	北西	2.1
07:00	19.0	北	1.3	北西	2.6
08:00	20.1	東北東	2.2	東北東	3.7
09:00	21.7	東北東	2.3	北東	5.5

海象：海上 平穩

静岡県水産・海洋技術研究所の観測データによれば、焼津の海水温は、約21.7°Cであった。

操縦者の親族によれば、静岡県静岡市駿河区の用宗海岸から焼津市の方向（南南西方）へ潮が流れていた。

日出時刻：04時33分

事故の経過

本船は、操縦者1人が乗船し、釣りの目的で、操縦者の親族のほか友人4人がそれぞれ乗船したミニボート5隻と共に、令和6年6月3日04時45分ごろ用宗海岸を出発した。

本船のほか、操縦者の親族及び友人1人がそれぞれ乗船したミニボート2隻は、用宗海岸から南南東方沖の釣り場に向かい、その他3隻は別の釣り場に向かった。

操縦者の親族は、05時05分ごろ、停船している本船と本船上の操縦者の姿を、自身のミニボートから北西方約1,000mに見て、一緒に向かっていた予定の釣り場とは違う位置で釣りを始めようとしているのか、それとも、何かトラブルがあったのかと思ったものの、操縦者から携帯電話の着信がなかったので、そのうち本船が合流するであろうと考え、釣り場へ向かった。（図1参照）

操縦者の親族は、その後、操縦者から携帯電話の着信がなく、周囲に本船を見掛けなかったため、合流しないで違う釣り場へ移動して釣りを始めたのであり、釣りを続けた。

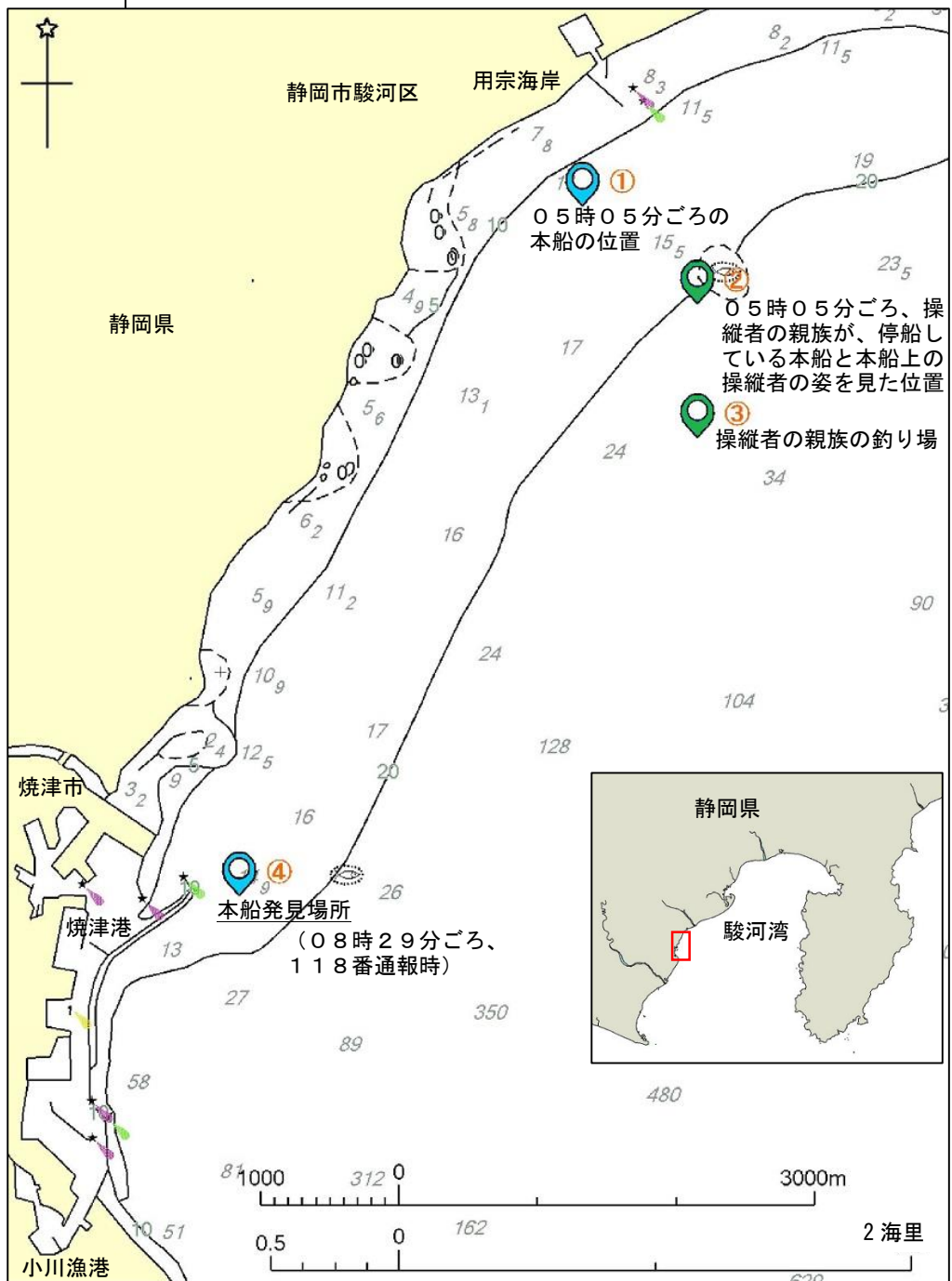


図1 事故発生場所概略図

一方、焼津港に入港予定であった実習船の乗組員は、焼津港沖でボート1隻が浸水し、同船付近に漂流者1人がいるのを発見して08時29分ごろ118番通報した。

実習船は、舷門が高く、救助を行う場合、乗組員が海に飛び降り、漂流者にロープを結んで引き上げる必要があったが、漂流者の顔色が白く、溺れている様子がなく動きのない状態であったことから、漂流者とボートを見失わないよう付近に漂泊していた。

海上保安庁から連絡を受けた近隣の漁業協同組合の漁船（2人乗り）が、09時ごろ救助に向かった。

	<p>漁船の乗組員は、焼津港沖で本船の船首部のみが海面上に見え、その付近に、着用した救命胴衣の浮体が膨らみ、うつ伏せで頭部のみを海上に出した状態の操縦者を発見して、漁船の船上に救助し、09時25分ごろ漁業協同組合担当者に救急車の手配を依頼したのち、操縦者を焼津市小川漁港に搬送した。</p> <p>操縦者は、小川漁港から救急車で焼津市所在の病院に搬送されたものの、医師により死亡が確認された。</p> <p>操縦者の親族は、09時00分ごろ釣りを終えて帰途につき、09時40分ごろ用宗海岸に到着して友人たちと合流した際、本船が帰航していないことが分かり、沖へ捜しに向かおうとしたところ、海上保安庁から携帯電話に連絡を受け、本事故の発生を知った。</p> <p>操縦者の家族は、10時20分ごろ警察署及び海上保安庁から携帯電話に連絡を受け、本事故の発生を知った。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視艇に収容され、静岡市清水区で陸揚げされた。</p> <p>操縦者は、後日医師により、次のとおり検案された。</p> <p>死亡推定時刻：6月3日08時ごろ</p> <p>直接死因：溺水（発症から死亡までの期間：短時間）</p> <p>主要所見：前胸部で肋骨骨折、背面で筋肉出血</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 操縦者の小型船舶及びミニボート経験</p> <p>操縦者は、平成20年1月に小型船舶操縦士免許を取得し、小型船舶を所有していたことがあったが、6～7年前にミニボートを所有し、多いときには週3回程度、操縦者の親族や友人たちと共にミニボートで釣りに出掛けていた。</p> <p>(2) 操縦者の体格、健康状態</p> <p>操縦者は、身長約178cm、体重約72kgで、健康状態に問題はなかった。</p> <p>(3) 本船の状況</p> <p>① 本事故当時の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船には、釣り道具（竿3本程度）、クーラーボックス、バケツ、オール、GPSプロッター（魚群探知機能付）、錨及び錨索（写真2、写真3参照）が積載されていた。 ・操縦者は、ふだん、錨索をかごの中に入れ、船首側に置いており、釣り場に到着した後に錨を海底に沈め、釣りを始めていた。 ・操縦者は、ふだん、釣りに出掛ける際、GPSプロッターを作動させていた。（写真5参照）



写真2 錨



写真3 錨索

(いずれも現場調査時に撮影)

- ・本船の喫水は、船首、船尾共に約20cmであった。
- ・本船は、約2～2.5mの高さの旗竿の上に、四角形で橙色又は赤色の旗を掲揚していた。

② 本事故発生後の状況

- ・船外機のプロペラシャフトやドライブシャフトには、錨索が絡まっていた。(写真4、写真6参照)



写真4 船尾部の状況
(操縦者の親族が撮影 同人提供)



写真5 船体中央部から船首部の状況
(操縦者の親族が撮影 同人提供)

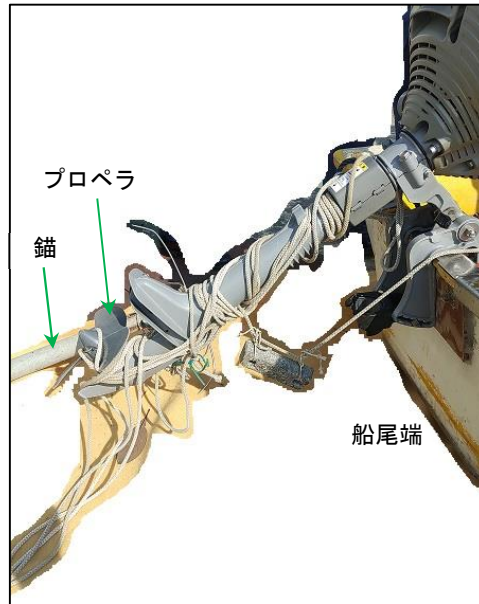
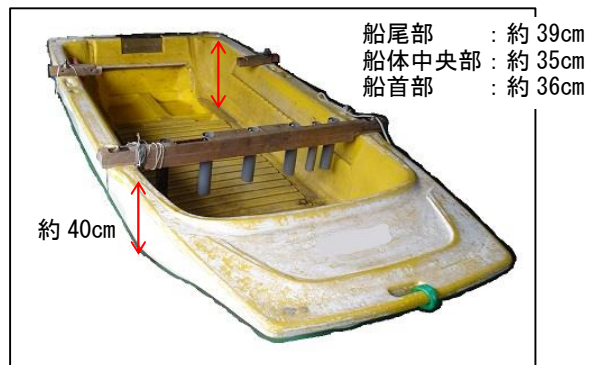


写真6 船外機の状況
(操縦者の親族が撮影 同人提供)

- ・ 錨は船外機に絡まり海中に漂った状態であった。
- ・ 船体に損傷はなかった。
- ・ 操縦者の親族は、以前、操縦者とミニボートで釣りに出掛け
た際、操縦者が本船の船外機に絡まった海藻の除去作業を行っ
たことがあり、本事故発生後の本船の状況から、船外機に海藻
か何かが絡まり、操縦者が船尾部で除去作業をしていて、船尾
側に傾いたのではないかと本事故後に思った。

③ 現場調査の際、本船の状況は次のとおりであった。(写真7参
照)

- ・ 船尾部の甲板からブルワーク上端までの高さ 約39cm
- ・ 船体中央部の甲板からブルワーク上端までの高さ 約35cm
- ・ 船首部の甲板からブルワーク上端までの高さ 約36cm
- ・ 船底からブルワーク上端までの高さ 船尾部、船体中央部、
船首部それぞれ約40cm



※喫水は、船首、船尾共に約20cm(再掲)

写真7 本船(右舷船首から全景)(現場調査時に撮影)

	<p>(4) 操縦者の救命胴衣、携帯電話等 操縦者は、カッパの上から首掛け型の自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、携帯電話を携帯していたが、防水ケースを使用しておらず、本事故後に携帯電話は濡損していた。</p> <p>(5) ミニボートの安全啓発資料</p> <p>① 海上保安庁では、ウェブサイト「海上保安庁ウォーターセーフティガイド*1」において、次の事項の情報を掲載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートに乗るときに必要な知識及び技量 ・ミニボートに乗るときに推奨される装備品 ・ミニボート航行時の注意 ・参考情報（関連団体及び行政機関が作成した安全啓発資料のURLのリンク） <p>② 運輸安全委員会では、事務局神戸事務所が平成26年6月に「自分で防ぎたい ミニボートの思わぬ事故*2」と題する資料を発行し、また、事務局長崎事務所が、令和2年6月に「九州西岸域でミニボートの転覆事故が多発しています*3」と題する資料を発行しており、それぞれ事故事例や事故防止措置などを紹介している。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、海上が平穏な状況下、用宗海岸から南南東方沖の釣り場に向かった際、船内に浸水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、乾舷（水面から舷縁までの高さ）が約20cmであり、本事故後に船外機のプロペラシャフトやドライブシャフトに錨の付いた錨索が絡まっていたことから、本事故当時、操縦者が、操縦者の親族らと一緒に向かっていた予定の釣り場とは違う位置で釣りを始めようと錨泊作業をしていた際、船外機に錨索が絡み、状況を確認しようと身を乗り出して船体が傾いた可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、05時05分ごろ操縦者の親族に停船している本船上で目撃された後、08時29分ごろ焼津港に入港予定であった実習船の乗組員に本船付近で漂流していたところを発見され118番通報されたことから、この間に何らかの理由で本船が浸水した際に体勢を崩して落水し、溺水に至った可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、前胸部で肋骨骨折、背面で筋肉出血があったことが検案</p>

*1 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/>

*2 <https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20140630kbanalysis.pdf>

*3 <https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/localanalysis/07nagasaki/20200625nsanalysis.pdf>

	<p>されたことから、落水した際に、体が船体に当たり、外傷を負った可能性があると考えられる。</p> <p>しかしながら、目撃者がおらず、客観的情報も得られなかったことから、本船の船外機のプロペラシャフトやドライブシャフトに錨の付いた錨索が絡まった状況や本船の浸水及び操縦者の落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者の死因は、短時間での溺水であった。</p> <p>操縦者は携帯電話を携行していたものの、防水ケースを使用しておらず、本事故後に携帯電話は濡損していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、海上が平穏な状況下、用宗海岸から南南東方沖の釣り場に向かった際、船内に浸水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も得られなかったことから、浸水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートは乾舷が低いことを十分認識し、船体の前後又は左右の傾きを抑えるために、自身の着座位置、搭載物の重量や積付け位置等を決めておくこと。 ・ミニボートの操縦者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。